

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月29日
【会社名】	大和ハウス工業株式会社
【英訳名】	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大野 直竹
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目3番5号
【電話番号】	大阪 06(6342)1400
【事務連絡者氏名】	執行役員 IR室長 山田 裕次
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
【電話番号】	東京 03(5214)2115
【事務連絡者氏名】	東京本社経理部長 中里 智行
【縦覧に供する場所】	大和ハウス工業株式会社 東京本社 (東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号) 大和ハウス工業株式会社 名古屋支社 (名古屋市中区葵一丁目20番22号) 大和ハウス工業株式会社 横浜支社 (横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号) 大和ハウス工業株式会社 神戸支社 (神戸市中央区磯辺通四丁目2番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第76期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金35円

第2号議案 定款一部変更の件
責任限定契約を締結できる役員等の範囲の変更に伴い、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役19名選任の件
取締役として、樋口武男、大野直竹、石橋民生、西村達志、河合克友、石橋卓也、沼田茂、藤谷修、香曾我部武、濱隆、土田和人、山本誠、堀福次郎、芳井敬一、木口雅博、上川幸一、田辺吉昭、木村一義及び重森豊の19氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件
監査役として、織田昌之助氏を選任する。

第5号議案 役員賞与の支給の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	5,388,233	1,171	6,370	99.37%	可決
第2号議案	5,386,067	3,335	6,370	99.33%	可決
第3号議案					
樋口武男	4,980,301	408,952	6,518	91.85%	可決
大野直竹	5,148,733	240,521	6,518	94.96%	可決
石橋民生	5,147,325	241,928	6,518	94.93%	可決
西村達志	5,147,405	241,848	6,518	94.93%	可決
河合克友	5,147,395	241,858	6,518	94.93%	可決
石橋卓也	5,153,663	235,590	6,518	95.05%	可決
沼田 茂	5,153,829	235,424	6,518	95.05%	可決
藤谷 修	5,153,746	235,507	6,518	95.05%	可決
香曾我部武	5,147,407	241,846	6,518	94.93%	可決
濱 隆	5,153,849	235,404	6,518	95.05%	可決
土田和人	5,153,859	235,394	6,518	95.05%	可決
山本 誠	5,153,841	235,412	6,518	95.05%	可決
堀福次郎	5,153,792	235,461	6,518	95.05%	可決
芳井敬一	5,153,859	235,394	6,518	95.05%	可決
木口雅博	5,153,810	235,443	6,518	95.05%	可決
上川幸一	5,153,797	235,456	6,518	95.05%	可決
田辺吉昭	5,145,834	243,419	6,518	94.90%	可決
木村一義	5,011,497	377,755	6,518	92.43%	可決
重森 豊	5,118,814	270,440	6,518	94.40%	可決
第4号議案	4,240,287	1,149,108	6,370	78.20%	可決
第5号議案	5,209,884	179,318	6,570	96.08%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上